

平成17年度
建設情報収集等管理調査
報告書

<マレーシア編>

2006年3月

国土交通省

発注先 財団法人 建設経済研究所

平成17年度 建設情報収集等管理調査 報告書〈マレーシア編〉 正誤表

ページ	行	正	誤
2ページ	8行目（表真上）	単位千リングット	単位 <u>百万</u> リングット
2ページ	21行目（表真下）	5,349,925千リングット	5,349,925 <u>百万</u> リングット
2ページ	22行目（表から2行下）	3,326,425千リングット	3,326,425 <u>百万</u> リングット
2ページ	23行目（表から3行下）	2,023,500千リングット	2,023,500 <u>百万</u> リングット
3ページ	17行目（表から2行上）	2,000,000千リングット	2,000,000 <u>百万</u> リングット

ま え が き

本報告書は、平成 17 年度に国土交通省総合政策局建設業課建設市場アクセス推進室より、財団法人建設経済研究所が委託を受けて実施した建設情報収集等管理調査の結果を取りまとめたものである。

今回の調査の目的は、経済連携協定等の交渉に備え、建設分野における情報収集の一環として、対象国の建設業及び政府調達制度等に関する法制度について調査するものである。

この報告書が今後の交渉に際し、検討の一助となれば幸いである。

なお、本調査に際しては国土交通省総合政策局国際建設経済室をはじめとして、現地日本大使館、現地で活躍される日系企業の皆様に多大なご支援、ご協力を賜った。報告書を取りまとめるにあたって、心から感謝の意を述べさせて頂きたい。

平成 18 年 3 月

財団法人 建設経済研究所

平成 17 年度建設情報収集等管理調査報告書

目次

1. マレーシアにおける建設業の許可、登録制度の状況について	1
2. マレーシアにおける日系建設会社の現況	2
3. 外国の建設企業に対する法的位置付け及び前提	4
4. 入札への参加	5
5. 受注対象企業	6
6. PKK ライセンス	7
7. ブミプトラ政策の概要	9
8. 入札制度	11
9. 工事、契約に関する制度	12
10. 税制について	13
参考資料	14
1. マレーシアでの建設工事現場事務所の課税について (JETRO 資料より抜粋)	
2. 日系建設企業における現状から考えられる問題点	
3. マレーシア日本国際工科大学	
4. 日マレーシア経済連携交渉・建設分野の大筋合意について (国土交通省資料)	

1. マレーシアにおける建設業の許可、登録制度の状況について

マレーシアは他のアセアン地域同様、建設業に関して自国の重要産業の一つとして位置付けており、国内業者の育成や保護を行う観点から制度設計を行っている。政府が1971年に発表した「ブミプトラ政策」と呼ばれる国内産業保護政策である。例をあげるならば、建設業登録制度については外資制限があり、自国資本の比率が大きくなると優位になるように規定される、というものである。外国企業が受注可能な建設事業の範囲は、政府発注事業については、何らかの制限が規定される。ODA事業で資金融資先から国際入札を条件とされている案件や自国の建設業者には遂行できない案件、あるいは金額規模で大規模案件のみを外国企業に開放している。民間発注事業においても、外国企業の受注機会は制限されており、現地法人設立についても外資制限などがある。具体的に建設業関連では、外国法人と認定されると、公共工事・民間工事に関わらず、プロジェクトの入札ごとに建設業登録を行わねばならず、その時に登録料を支払う必要が生じる。公共工事の入札に関しては、外国法人の場合は、外資比率でさらに制限があり、外資100%の場合には元請として参加できない制度となっている。

2. マレーシアにおける日系建設会社の現況

このように、マレーシア政府の民族資本国内業者保護政策により、実質的に ODA 案件以外の公共工事に元請で参加する機会がないこと、それに加えて日系製造会社の建設工事も、近年は日系製造業がマレーシア工場を閉鎖し、より労賃の安い他のアジア諸国への工場移転が潮流となっており、日系製造業の案件については、日系建設会社も縮小という段階になっている。現在のマレーシア政府の政策の変更がない限り、この傾向は今後も続くと思われる。

現在、日本の建設企業がマレーシアで行っているプロジェクト数、金額などの概要は次のとおり（2006年3月現在、単位百万リンギット）

企業名	合計	建築	土木	邦人数
大成建設	(5) 2,832,000	(3) 1,893,000	(2) 939,000	24
清水建設	(9) 1,199,050	(8) 739,050	(1) 460,000	30
鹿島建設	(6) 601,900	(5) 128,900	(1) 473,000	18
大林組	(3) 280,900	(3) 280,900	(0)	1
ナカノフドー建設	(6) 190,095	(6) 190,095	(0)	2
間組	(3) 151,500	(2) 2,000	(1) 149,500	10
竹中工務店	(5) 76,280	(5) 76,280	(0)	4
西松建設	(2) 12,200	(2) 12,200	(0)	6
佐藤工業	(2) 6,000	(1) 4,000	(1) 2,000	7
熊谷組	(0)	(0)	(0)	2
合計	(41) 5,349,925	(35) 3,326,425	(6) 2,023,500	104

()内はプロジェクト数。

合計 41 プロジェクト 5,349,925 百万リンギット

建築 35 プロジェクト 3,326,425 百万リンギット (62.2%)

土木 6 プロジェクト 2,023,500 百万リンギット (37.8%)

日本企業の請負っている主なプロジェクトについて、名称、事業種類、請負企業、金額を下に示す。日本国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation、JBIC）の扱う政府開発援助（ODA）による円借款を利用したものが多いが、純粋な民間によるプロジェクトも行われている。

1) Jima Power Station (注) 1	民間	大成建設	1,500 百万 RM
2) University Malaysia Sarawak	円借款	大成建設	750.2 百万 RM
3) Sewage Treatment Plant Ph. 2, Pack 3	円借款	鹿島建設	473.0 百万 RM
4) Sewage Treatment Plant Ph. 1, Pack 1	円借款	清水建設	460.0 百万 RM
5) Sewage Treatment Plant Ph. 2, Pack 2	円借款	大成建設	439.0 百万 RM
6) Megamall Ph. 2	民間	清水建設	287.0 百万 RM
7) CIBA Vision – new factory	民間	ナカノ (注) 2	155.0 百万 RM
8) Kiarama Ayuria Condo, Ph. 3	民間	清水建設	150.0 百万 RM
9) Lembaga Air Perak (Kinta Dam)	州	間組	149.5 百万 RM
10) One KLCC Condo	民間	清水建設	145.0 百万 RM
11) Tuanku Jaafar Power Station, Ph. 2	円借款	大成建設	143.0 百万 RM
12) GEL (M) Residential Development	民間	大林組	130.0 百万 RM
13) Federal Hill Mixed Development	民間	大林組	114.5 百万 RM

(注) 1 Independent Power Producer (電力会社以外の民間事業者による) 発電事業

(注) 2 (株)ナカノフドー建設の現地法人

日本企業の請負う建設プロジェクト金額の総額は、下に示すとおり、2005 年 1 月までは 2,000,000 百万リングット前後で推移していたが、2005 年 9 月以降、ODA 案件等により、急増している状況である。

年月	合計	建築	土木
2006 年 3 月	5,349,925	3,326,425	2,023,500
2005 年 9 月	4,279,990	3,633,917	646,073
2005 年 1 月	2,006,056	1,259,971	736,085
2004 年 9 月	1,854,517	1,232,852	721,665
2004 年 5 月	1,940,458	1,214,253	726,205
2004 年 1 月	2,189,522	1,364,882	824,840
2003 年 9 月	1,977,105	1,673,560	303,547
2003 年 7 月	2,125,552	1,757,720	367,832
2003 年 1 月	1,903,846	1,597,496	306,350
2002 年 9 月	1,960,538	1,728,828	233,680
2002 年 6 月	1,220,447	944,467	275,900

3. 外国の建設企業に対する法的位置付け及び前提

マレーシアにおける建設業はすべてマレーシア国工業省の下部機関である独立した運営機関、CIDB（Construction Industry Development Board Malaysia、マレーシア建設産業開発局）の管理のもとに置かれている。CIDBは法令 CIDB Act 520（建設業に関する職務及びそれらに関する事項を規定する法律）に基づいて、建設業の管理を行う独立機関である。運営資金も政府から独立しており、50万RMを超える工事契約がある場合に、受注業者から徴収する契約額の0.25%の賦課金で運営されている。

また、建設関連産業に関してはWTOのサービス貿易一般協定（GATS）で規定されている分野であり、マレーシア国内に設立する法人（注）はFIC（Foreign Investment Committee、外国投資委員会）のガイドラインにより外資が30%以下の場合「国内法人」として資格を得ることで、「内国民」としての待遇が与えられる。

（注）支店、駐在事務所、現地法人の設立について

会社法（Companies Act 1965、ACT 125）により、マレーシアで事業を行う際は、CCM（Companies Commission of Malaysia、登録庁）への会社登録が必要である。

一方、外資30%を超える場合は「外国法人」と分類され内国民待遇は得られない。外資法人はCIDB Act 520の規定にあるようにプロジェクト単位での建設業登録が要求され、入札前に暫定登録（provisional registration）が必要で受注確定後に改めて正式な登録を申請しなければならない。

法令（CIDB ACT 520 - Part VI）によりすべての建設業者は国内・外国法人を問わず、建設工事を実施する際はCIDB（マレーシア建設産業開発局）へ登録しなければならない。登録は外国企業登録と国内企業登録に大別され、外資30%以上の企業は外国企業とされる。

4. 入札への参加

国内企業の場合は登録が有効（キャンセルや延長がなければ最短 1 年、最長 3 年）であることを前提として、入札に参加できる。外国企業の場合はプロジェクトの入札毎に暫定登録が必要であり、500RM の登録料が発生する。また受注確定後の本登録の際は 5000RM の登録料が必要である。（暫定登録時に 500RM を支払っていれば、本登録時の差額分である 4500RM を支払う）また CIDB の登録は以下の表の通り 7 階級に分けられ、登録のグレードにより受注可能案件の金額も分けられる。

CIDB 登録等級と受注可能範囲

クラス	受注可能範囲
G1	プロジェクト規模 100,000RM まで
G2	プロジェクト規模 200,000RM まで
G3	プロジェクト規模 1,000,000RM まで
G4	プロジェクト規模 3,000,000RM まで
G5	プロジェクト規模 5,000,000RM まで
G6	プロジェクト規模 10,000,000RM まで
G7	プロジェクト規模制限なし

国際入札、現地民間工事、現地政府調達工事の受注について

① 国際入札

円借款工事の場合、JBIC の入札ガイドラインの条件を満たせば、入札参加資格があるが、CCM (注) への会社登録および CIDB への建設業登録が必要である。

(注) CCM=Companies Commission of Malaysia、登録庁

マレーシアでの企業登録には CCM への届出が必要である。

② 現地民間工事

受注活動において制約条件はないがこの場合も CCM への会社登録および CIDB への建設業登録が必要である。

③ 現地政府調達工事

5. 受注対象企業

1998年1月よりすべての政府調達工事に元請けとして参加するためには、CCMへの会社登録およびCIDBへの建設業許可だけでなく、現地資本およびブミプトラ（マレー人）の出資割合に応じて取得するPKK^(注)（Pusat Khidmat Kontraktor、建設サービスセンター）ライセンス取得が要件となる。

^(注) PKKは総理府・実施調整機関（ICU）の監督の下で1984年4月に設立された。同センターは国・州レベルの建設請負工事（土木工事と電気工事）の中央登録組織および概要照会センターとして、公共事業部（PWD）の機能を引き継いだものである。1988年以降政府プロジェクトに参加できるのはPKK登録業者に限られている。

PKKの登録要件は

- A. 現地資本 100%
 - B. 外資 30%以下+現地資本 70%でそのうちブミプトラ出資が 30%以上
- の場合であり、実際の入札には PKK 登録企業の中でもブミプトラ登録企業^(注)に参加が制限されている場合が多いことから、二重のハードルが存在する。

^(注) ブミプトラ登録企業：資本・理事会のメンバー・管理職・職員が少なくとも 51%以上がブミプトラである企業、もしくは連邦政府・州政府が設立した政府機関。

以上のことから、外資 100%である外国企業の支店は政府調達工事に元請として参加できない。

6. PKK ライセンス

政府調達工事は PKK ライセンスが必要であるが、ブミプトラ登録企業に参加が限定された案件の場合は、第 5 項 A の資格（現地資本 100%）では参加出来ず、同 B の資格（外資 30% 以下+現地資本 70%でそのうちブミプトラ出資が 30%以上）登録企業のみに参加が限定される。また、PKK 登録には公共工事建設、電気建設の 2 分野がある。公共工事分野は A～F の 6 クラス、電気分野は I～VI の 6 クラスに分かれており、クラス毎にプロジェクトの受注可能規模やその営業範囲も分かれている。PKK ライセンス（公共工事）の格付け取得に必要な最低資本金と受注可能範囲は以下の表（2002 年度改定）による。また PKK ライセンスには登録業種が分かれており、資格を持たない業種には入札できない。

PKK 登録のクラスと受注可能範囲（例、公共工事業者）

（単位：リンギット）

<u>クラス</u>	<u>資本金の最低額</u>	<u>受注可能範囲（プロジェクト規模）</u>
A	600,001	10,000,000 以上
B	400,001	5,000,001 から 10,000,000 まで
C	100,001	2,000,001 から 5,000,000 まで
D	35,001	500,001 から 2,000,000 まで
E	17,501	200,001 から 500,000 まで
F	5,001	200,000 まで

許可業種

- I 土木工事
- II 建築工事
- III 機械、給排水工事
- IV その他専門土木工事
- V 石切り、土壌供給と運送
- VI 森林と土地開発
- VII 通信工事

登録の一般条件

1. 登録の有効期間は2年間
2. クラス B 以上の登録には技術系役員の存在が必要
3. クラス F の登録は 100%ブミプトラ企業

営業エリア

全国：クラス A,B,C およびブミプトラ資格を持つクラス D、E とクラス F

登録所在州限定：クラス D、E

登録している県あるいは連邦自治区内限定：クラス F のみ

7. ブミプトラ政策の概要

19 世紀、当時のマラヤはペナンやマラッカなどを中心にイギリスの植民地支配を受け、ゴム園やスズ鉱山の開発も盛んに行われていた。その植民地政策により中国人やインド人の移入が促され、複合民族社会が形成されるきっかけとなった。

第二次世界大戦後、マラヤは海峡植民地、連合州、非連合州をあわせてマラヤ連合 (Malayan Union) とし、1948 年にマラヤ連邦 (Federation of Malaya) を結成、1957 年、イギリスからの独立を果たし、さらに 1963 年にはマラヤ連邦は、シンガポール、サバ、サラワクを統合してマレーシアとして新国家を形成した。

しかし、イギリスの行った分割統治 (Divide and Rule) は、マレー系を農業、中国系を製造業及び商業というように、長く民族ごとの棲み分けを強制してきたため、結果として、産業別の生産性格差が民族別の所得格差につながり、元々土着の民族だったマレー系は、特に中国系に対し経済的に大きく遅れをとることになった。そのような状況の中、1969 年にマレー人と華人の人種衝突事件が起こる。

その後 1971 年に、政府は「新経済政策 (New Economic Policy)」を発表。特にマレー人社会の貧困の追放と国内の人種間の格差是正を 2 大目標としたマレー系優先のブミプトラ政策を 30 年間以上にわたり推進してきた。具体的には

- a. 企業の株式保有率をマレーシア資本 70% (ブミプトラ<マレー人>30%、非ブミプトラ<中国人、インド人>40%) および外国資本 30%にする。
- b. 人種構成比率に合った雇用比率 (ブミプトラ 40~50%、中国人 30%~40%、インド人 10%) を達成する。

ことを目標としていた。

1991 年には国家開発政策 (National Development Policy) が策定され、以後 10 年間にわたる国家基本政策が示されたが、原則的には新経済政策にもられた 2 大目標を踏襲していた。2003 年 10 月マハティール首相が引退し、ブミプトラ政策はアブディラ首相に引き継がれた。投資的側面からブミプトラ政策緩和の動きがあるものの、貧困撲滅成果が挙がらなかった農村部においては、ブミプトラ政策が強化されるなど、マレーシアにおける事業展開の際は、外国資本の株式保有率や現地職員の雇用人種比率には引き続き留意する必要がある。

現在、国営電力会社テナガ社（Tenaga Nasional Berhad）やペトロナス国営石油会社（Petroleum Nasional Berhad）では、取引はブミプトラ（マレー人）従業員を 30%抱えた企業でなければならないなど、国策であるブミプトラ政策が大きく影響している。こうしたビジネス機会の制限は、建設業に限らない産業全体の問題であると思われる。

そのような体制の下、マレーシアの金融危機後の経済発展は順調である。2004年3月末に行なわれた総選挙では、与党が圧勝したため、今後政権はさらに安定された状態となると考えられる。マレーシアは、国連及び世銀の分類による主要国所得階層別分類でも中進国とそのランクは高くなっており、このような国内企業保護政策の在り方が問われる事になるだろう。

8. 入札制度

中央政府の公共調達は大蔵省の管轄に属するが、各省庁やその機関は、1949年政府契約法による権限の委任を受け、自ら発注者となることができる。RM 50,000以上の調達は、原則として入札によらなければならない、その手続は、次の3種に分かれる。

①公開入札…最も一般的であり、入札公示を国内2新聞に掲載する。

②指名入札

- a. 特別な技術が必要であること
- b. 国防関連工事
- c. 緊急を要する工事

の場合、指名入札を採用するが多い。指名入札は発注者によりリストアップされた業者に入札書類を送付する。指名業者も入札の実施も大蔵省の承認と決定が必要である。また大蔵省の承認以前に当該種類の作業を行う業者の能力等、業者の経歴も提出しなければならない。事前審査も必要であれば行うことになっている。

③随意契約…国家的に重要なプロジェクトのみに適用される。この調達を実施する前に大蔵省の承認が必要である。選考基準は指名入札と同じ。

それぞれの入札に関して、決定条件は最低金額だけでなく、技術的レベルや財務レベル等が加味されるようである。また、PQ (Pre-qualification、事前入札参加資格審査)に落ちても理由の説明はない。発注者に説明の義務はなく、求められても回答する必要がないとされており、透明性に問題がある。予定価格制度は設けられていない。

外資100%の企業が政府調達工事に参入したい場合、ブミプトラ登録企業の下請会社として受注する方法が一つ考えられる。この場合、ブミプトラ企業の資質によっては下請けの立場である外国企業が、確実な支払いを担保出来ないリスクも予想される。そのため、Extra Account、Special Accountを設けることによって、下請け企業である外国企業と元請けであるブミプトラ企業の契約金額を政府から直接受け取りリスク回避した例もある。

また、公共事業の入札に関しては、2004年1月13日にアブドラ首相が、汚職を防止することを最大の目的として公開入札制度を導入することを宣言している。

9. 工事、契約に関する制度

建設業に関する法律としては、CIDB Act 520 が規定されており、工事に関連する主な法令としては、Uniform Building By-law , Factory and Machinery Act, Environment Quality Act などがある。

日本の建設業法のような法律は存在していない。これは契約書そのものに遵守項目が記載してあるという考え方をとっているからである。

地震のない土地柄のため、設計者にとっては自由な発想を形に出来る魅力ある場所のようである。日本企業については、支払いを確実に行うという点から、サブコンからの信頼も高く、好まれているようである。

10. 税制について

税制では主に源泉徴収税（with holding tax）、VAT（Value Added TAX、付加価値税）、個人所得税の問題がある。2003年5月より税率が変更（法人税対応 15%→10%、個人所得税対応 5%→3%）となったが、これまで可能であった個人所得税の WAIVER が出来なくなり、税額確定後に還付作業が必要になり、事務処理としては煩雑になった。また、マレーシアは日本との間に二重課税防止条約を締結している。

- ① 法人税……………居住、非居住を問わず一律に 28%。
- ② 個人所得税……………居住個人の場合、人的控除後の合計所得に 0%から 28%の累進税率で課税される。非居住個人の場合、一般にマレーシア国内での雇用が 60 日を越えない場合は所得税が免除される。また、租税条約により、暦年 183 日以下の滞在で、その職務がマレーシア非居住者のために提供され、マレーシア国内の恒久施設が所得を負担しないことを条件にマレーシア国内での所得税が免除される。
- ③ VAT……………正確に言えば、マレーシアでは付加価値税はない。販売税（5%）、サービス税（10%）があるが単一段階課税であり、付加価値税とは異なる。

参考資料

1. マレーシアでの建設工事現場事務所の課税について (JETRO 資料より抜粋)

(問)

マレーシアでプラント建設のため、両国に建設工事事務所を設置しますが、法人税課税についてアドバイスをお願いします。

答)

- (1) 企業が海外で事業を行う場合、その活動から生じる利益に対しては、当該国の税法に基づき課税を受けるのが原則です。課税を受ける基準は、わが国が両国との間に租税条約を締結していることから、「恒久的施設 (P.E.=Permanent Establishment)」が有るか無いかによって決まり、「P.E.なければ課税なし」の国際的ルールが適用されます。
- (2) 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定マレーシアとの租税条約 (第 5 条 3 項)」で、建設工事現場が 6 ヶ月以上存続すれば、P.E.を構成するとされています。P.E.と認定されれば、両国の税法に基づき法人税が課税されることになります。
- (3) ちなみに、OECD モデル条約によって P.E.に含まれる事業形態を、「事業の管理の場所」、「支店」、「事務所」、「工場」、「鉱山」、「作業所」、「契約締結の権限のある者の所在場所」、「倉庫」などに加えて、12 ヶ月以上存続する建設現場としています。工事の期間が比較的短期間に終了すれば、P.E.とみなされませんが、長期にわたる工事の場合は、工事期間により P.E.となるか否かが判定されます。マレーシアでは、上記のように 6 ヶ月が基準ラインになっているわけです。

2. 日系建設企業における現状から考えられる問題点

1. 外国法人は CIDB の建設業許可の取得に関して、プロジェクトの入札毎に許可申請が必要である。
2. 契約金額の約 20%の源泉徴収税を徴収されるが、その還付が非常に困難である。
3. 政府調達工事において PKK 登録が必要であるため、外資 100%の外国法人は単独で政府調達工事受注が出来ない。したがってサブコンとして工事に参加しているのが実情であり、リスクの問題点がある。

4. FIC のガイドラインには強制力はないものの、ガイドラインの非遵守は外国人駐在員のポストやワークパーミット発行等に問題が発生する。
5. 税制の問題：担当事務所や担当者により税制の解釈に相違がある、現地政府にとって都合の良い解釈をされる、一旦納税後に申請により還付されるVATなどの免税分の還付に非常に時間が掛かるため、工事完成後も長期にわたり事務所を閉鎖できない等
6. 用地取得の問題：発注者の用地取得計画自体に問題がある、不法占拠者により工事開始が妨害される等。
7. 設計変更、クレームに関する問題：契約条件自体が発注者に一方的に有利な片務契約の場合や、発注者側プロジェクトマネージャー（契約上の発注者側責任者）に必要な権限がなく政府首脳による決定を待たされる、仲裁に持込まれた場合には、仲裁人が現地人で、公式言語が英語であるにも係らず現地語で話が進められる等。

3. マレーシア日本国際工科大学

マレーシアは、日本の建設会社が持つ技術力への関心が高く、中近東、アジア全域を含めた市場で共同した事業展開を行うこと、また、日本でのマレーシア産の建設資材（セメント、鉄鋼、タイルなど）が使用されることを求めている。技術交流という点では、日本とマレーシアが共同で運営するマレーシア日本国際工科大学（MJIUT）がある。

2004年6月に、日本政府がマレーシア政府と共同でマレーシアに設立した大学。電子工学、機械工学、国際経営学の3部門からなる。2005年12月に開催のEASで準備センターが立ち上がったが、現在、まだ開校はされていない。

日本から大学教員や企業の退職技術者らを派遣して、主として日本語で講義を行う。目的は、東南アジア諸国連合（ASEAN）域内における自動車や電機など、製造業の人材育成の拠点を作ることにある。

定員は工学部の電子工学、機械工学が各80人、国際経営学部が50人の計210人。いずれ大学院も設置し、12年には5000人規模とする予定。

日本との人的交流を深めて経済発展につなげたいというマレーシア側の要請で、当初は人

的支援を中心にして、副学長や学部長、教員の半数にあたる10～20人を日本から派遣する。中国との激しい経済競争を繰り広げているASEAN側は、日本の支援で技術力を向上させて、自国産業の競争力強化に繋げたい考え。外務省はこの計画を、これまでの道路やダムなど箱もの中心だった円借款をソフト分野に広げるODA（政府開発援助）改革の一環としたいとしている。

4. 日マレーシア経済連携交渉・建設分野の大筋合意について（国土交通省資料）

平成17年5月25日、来日中のマレーシアのアブドラ首相と我が国の小泉首相は日マレーシア経済連携協定締結について大筋合意したところ、建設分野における合意事項は概ね下記のとおり。

1. マレーシアにおける外国建設会社の登録手続の改善

マレーシア建設産業開発庁（CIDB）における外国建設会社に対する案件毎の登録制度について、その手続の簡素・迅速化を図る。

想定される具体的な取り組み

○登録時の添付書類について、特段の変更がない限り、6ヶ月間は同一添付書類の再提出は不要とすること

○同時期の同一プロジェクトであれば、複数契約であっても一括して登録できることとすること

○登録手続について、IT技術の活用を図ること

2. 建設分野における両国の協働関係の構築

第三国における両国建設会社の協力の推進など、建設分野における両国の協働関係の構築を図る。

想定される具体的な取り組み

中東や南西アジアなど第三国における、両国建設会社間のビジネス・マッチングの推進のための会議の開催など

期待される効果

マレーシアは、マレー系約65%、中華系約26%、インド系約8%の多民族国家であり、イ

スラム教国、産油国であることから、中東諸国やイスラム諸国、あるいは南西アジア諸国等との関係が深い。こうした国々における両国建設会社による案件発掘、案件受注に期待。

資料集

海外のビジネス情報

ジェトロ

基礎データ	経済動向
投資制度	外資に関する規制
投資制度	外資に関する奨励

マレーシア国別援助計画

外務省

MALAYSIA

China-Asean

Country Economy –	The Brief Introduction
Statistics –	Economic Indicators
Law & Regulations –	Trade Policy
Investment –	Infrastructure for the New Millenium
Business Guide –	Form of Business

海外のビジネス情報

ジェトロ

基礎データ	経済動向
投資制度	外資に関する規制
投資制度	外資に関する奨励

- 国・地域別情報
- アジア
 - インド
 - インドネシア
 - 韓国
 - シンガポール
 - スリランカ
 - タイ
 - 台湾
 - 中国
 - バングラデシュ
 - パキスタン
 - フィリピン
 - ベトナム
 - 香港
 - マレーシア
 - ミャンマー
 - 日本
(日本の制度・統計へ)
 - オセアニア
 - 北米
 - 中南米
 - 欧州
 - ロシア・CIS
 - 中東
 - アフリカ
 - 国際・その他
- 貿易投資制度・統計の総検索 (J-FILE)
- 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- 世界各国の開税率
- ジェトロのサービス

 **マレーシア** 国・地域別情報

基礎データ

経済動向

最終更新日: 2005年07月20日

- ・2005年5月下旬、日本・マレーシア経済連携協定(JMEPA)大筋合意。
- ・2004年の国内自動車販売台数、48万7,600台と過去最高を記録。
- ・2004年通年の貿易額は、8,808億リングと過去最高を記録した。
- ・2005年1月、ラフィダ通産大臣はASEAN域内からの完成車輸入の台数制限を撤廃する方針を明らかにした。ただし、従来からの輸入許可証(AP)制度はモニタリングのため継続される。
- ・2004年1～9月期の製造業分野への外国投資受け入れ額(認可ベース)は前年同期比マイナス46%と大幅に減少した。
- ・2004年12月26日に発生したスマトラ沖大地震と津波は、マレー半島北西部に被害を及ぼしたものの、主要物流網に大きな影響が無かったことなどから政府は経済への影響は限定的なものに留まるとしている。
- ・2004年12月24日、政府は2005年1月より適用される完成車(CBU)とノックダウン車(CKD)の新税制を発表。ASEAN域内における共通効果特惠関税(CEPT)ではすべての車種で20%に引き下げられた。ただし、国内産業保護のため物品税は最大で150%に引き上げられた。
- ・2004年12月20日、インドを公式訪問中のアブドゥラ首相はシン首相と会見し、両国間で自由貿易協定(FTA)を含む包括的経済連携を推進していくことで合意した。
- ・2004年11月30日、中央銀行は第3四半期の実質GDP成長率を前年同期比0.8%増と発表した。
- ・2004年1月、アブドゥラ首相は、完成車(CBU)とノックダウン車(CKD)の輸入関税率の引き下げと新たな物品税率を発表、2004年1月から施行された。CBU輸入関税はCEPTスキーム下で40～190%、MFNでは0～200%に引き下げられた。しかし、従来は非課税であった物品税が新たに30～100%課せられた。CKDの輸入関税も、CEPTが0～25%、MFNは5～35%に引き下がった。一方、CKDの物品税税率は、排気量やモデルによって異なるが、引き上げ幅は最大60%に達した。
- ・2004年度予算案の歳入額は前年当初予算比6.5%増の955億9,500万リング、歳出額は3.1%増の1,099億9,000万リングとなった。民間部門主導による国内経済・産業の活性化と全体の底上げに注力する。
- ・11月19日、中央銀行は2003年第3四半期の実質GDP成長率を前年同期比5.1%増と発表した。
- ・2003年10月30日、マハティール首相は、「第8次マレーシア計画」の中間レビューを発表した。
- ・2003年1～9月の貿易は、輸出が2,715億4,127万リング(ドル=3.8リング)、輸入は2,196億4,806万リングで、貿易黒字は518億9,322万リングに増加した。
- ・2003年1～9月の製造業投資総額(認可ベース)は199億5,709万リング(ドル=3.8リング)で、外国投資は97億7,393万リング(前年同期比68.5%増)となった。
- ・2003年上半年期の輸出は1,808億6,164万リング、輸入は1,442億5,654万リングであった。
- ・2003年上半年期の外国直接投資額(認可ベース)は、39億3,030万リング(82.0%増)、地場投資は41億3,244万リング(40.2%増)となった。
- ・2003年上半年期の自動車総生産台数は、21万4,398台(前年同期比9.5%減)。このうち、国民車メーカーは16万7,120台(14.8%減)、非国民車メーカー(外国車メーカー)は4万7,278台(15.4%増)。販売台数は前年同期比9.0%減の19万9,438台にとどまった。
- ・マレーシア中央銀行は、2003年第2四半期(4～6月)の実質GDP成長率が前年同期比4.4%と発表した。
- ・2003年6月、通産省は、製造業における外国人駐在員の雇用に関するガイドラインの緩和策を発表した。
- ・2003年6月、通産省は、製造業に対する外国投資の出資比率規制を無期限延長することを発表した。また、これまで、規制緩和の対象外とされてきた7業種についても全て対象となった。
- ・ジョホール南西部のタンジュン・プルパス港(PTP)の2003年貨物取扱量は前年比31.2%増の349万TEU(20フィートコンテナ換算値)に拡大した。



- 国・地域別情報
- アジア
 - インド
 - インドネシア
 - 韓国
 - シンガポール
 - スリランカ
 - タイ
 - 台湾
 - 中国
 - バングラデシュ
 - パキスタン
 - フィリピン
 - ベトナム
 - 香港
 - マレーシア
 - ミャンマー
 - 日本 (日本の制度・統計へ)
- オセアニア
 - 北米
 - 中南米
 - 欧州
 - ロシア・CIS
 - 中東
 - アフリカ
 - 国際・その他
- 貿易投資制度・統計の総合検索 (J-FILE)
- 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- 世界各国の関税率
- ジェットロのサービス

 **マレーシア** 国・地域別情報

投資制度

外資に関する規制

規制業種・禁止業種 | 出資比率 | 外国企業の土地所有の可否 | 資本金に関する規制 | その他規制
 最終更新日: 2005年06月03日

規制業種・禁止業種

公益業種(鉄道、電力、水道、電気通信、放送など)へは条件によっては30%まで出資可能。
 公益業種(鉄道、電力、水道、電気通信、放送など)への外資進出は事実上難しかったが、民営化政策で条件によっては30%までの出資が可能となった。
 一方、国内産業保護の観点から、金融、保険、証券の分野は事実上外国資本の参入が厳しく制限されている。特に商業銀行は、外国銀行が現在14行にとどまっており、日系では東京三菱銀行が唯一国内でのフルバンキングライセンスを取得するにとどまっている。

[画面トップに戻る](#)

出資比率

1.製造業部門の一部、2.非製造業部門、3.再生不可能な資源にかかわるプロジェクトの各項目につきそれぞれ出資規制あり。
 (出資比率ガイドライン)
 I. 製造業部門:2003年6月にすべての製造業(新規・拡張・多角化プロジェクト)について、従来の輸出比率に応じた外資出資比率のガイドラインは撤廃され、外資100%出資が可能となった。また、いままでも対象外とされてきた分野についても、外資100%出資を認める。なお、2003年6月以前に認可されたものについては、従来どおり、輸出比率規制および対象外分野の外資出資規制を受けるものの、各ケースを考慮し、これらの規制の解除を要求する申請については、柔軟に対応する。
 II. 非製造業部門:2003年5月の緩和策では、基本的にすべての産業に対してブミプトラ(マレー系および先住民族)資本を30%以上導入すれば、残り(最大70%)は外資の保有が可能となった。
 なお、2003年5月以前の投資については、以下のガイドラインが適用される。
 1.外資により創始され、地場側パートナーが未確定の新規プロジェクト
 (1)外資70%以上の場合、残りはすべてブミプトラ系(地場資本)に留保。
 (2)外資70%未満の場合、残りのうち30%をブミプトラ系、その他は非ブミプトラ系に留保されるが、ブミプトラ系留保分がブミプトラ系資本によって満たされなかった場合、通商産業省がその留保分の一部を非ブミプトラ系に割り当てる。
 2.外資との合弁で、ブミプトラ系資本により創始された新規プロジェクト
 (1)外資70%以上の場合、残りは当該ブミプトラ系に留保。
 (2)外資70%未満の場合、残りはすべてブミプトラ系に留保されるが、ブミプトラ系留保分がブミプトラ系資本によって満たされなかった場合は、通商産業省がその留保分の一部を非ブミプトラ系に割り当てる。
 3.外資との合弁で非ブミプトラ系資本により創始された新規プロジェクト
 (1)外資70%以上の場合、残りは当該非ブミプトラ系に割り当て。
 (2)外資70%未満の場合、残りのうち30%は当該非ブミプトラ系に割り当て、その他はブミプトラ系に留保される。
 III. 再生不可能な資源にかかわるプロジェクト: 鉱石の抽出または採鉱、および加工を含む案件の場合、投資の規模、技術のリスクの度合い、マレーシア人の専門知識の利用可能性、プロジェクトの統合度、付加価値などの条件を考慮の上、最大100%までの範囲で外資出資比率が定められる。

[画面トップに戻る](#)

外国企業の土地所有の可否

1物件15万リンギ以上の価格規制有り。ただし、未完成物件でも取得が可能のほか住居、店舗、工場、事務所を問わず購入できる。売却価格は2,000万リンギ超のみFICへ申請。
 2001年5月3日、外国投資委員会(FIC)の「不動産取得にかかわるガイドライン」の一部見直しを発表、4月25日に遡及し実施する。
 新たなガイドラインでは、外国人および外国企業は
 a.不動産購入については1件15万リンギ(1米ドル=3.8リンギ)以上のみ許可(変更なし)。
 b.地場企業との資本提携は義務付けられない。

- c. 通産省からの事業認可取得が不要。
- d. 「竣工済みあるいは50%以上完成した物件」に限定されてきた購入対象不動産を「プロジェクト段階、あるいは工事初期段階」でも購入可。

[画面トップに戻る](#)

資本金に関する規制

最低授權資本金は10万リンギ、最低払込資本金は2リンギ。払込資本金に関し制限はなく、授權資本金の範囲内であれば自由に設定することができる。

新会社設立の場合、発起人1人につき1リンギずつの払い込みで、払込資本金2リンギ、授權資本金10万リンギ(授權資本金の最低額)で、まず会社を設立し、その後払込資本増資の際、授權資本も引き上げるというケースが一般的である。

日本では払込資本金は授權資本の25%以上でなければならないが、マレーシアではこうした制限はなく、払込資本金額は授權資本金の範囲内であれば自由に設定することができる。

[画面トップに戻る](#)

その他規制

その他の規制としては、国産化要求、工業調整法(ICA)による製造ライセンス取得などがある。不動産取得に関しては規制緩和がみられる。

I. 国産化率

1. 自動車、オートバイ部品については、国産化計画に沿ったガイドラインがある。
2. 電子・電気業種については、操業3年後の国産化率を税優遇措置供与の1つの判断基準としている。(90年2月発表)

II. 工業調整法(ICA)による製造ライセンス取得

株主資本250万リンギ以上、または、常雇従業員75人以上の規模で製造活動を行う者は、75年工業調整法(Industrial Coordination Act)に基づくライセンス取得義務がある。95年8月から従業員1人当たりの投下資本額が5万5,000リンギ以下のプロジェクトは、労働集約型とみなされ、製造ライセンスが付与されない。ライセンス取得企業が、生産能力の拡大あるいは製品の多様化を実施する場合、マレーシア工業開発庁(MIDA)に申請が必要。

III. 不動産規制を緩和

外国人および外国企業が購入できる不動産は住宅、店舗、事務所、工場など25万リンギ以上の商用物件。2001年4月25日より、不動産取得に関する規制が緩和された。これまで、外国人の不動産購入に際しては地場企業との資本提携を義務付けられていたうえ、マレーシア通産省からの事業認可が必要だったが、これらの規制は撤廃された。

また、これまで「竣工済みあるいは50%以上完成した物件」に限定されてきた購入対象不動産を、「プロジェクト段階、あるいは工事初期段階」でも購入できるようになった。



- 国・地域別情報
- アジア
 - インド
 - インドネシア
 - 韓国
 - シンガポール
 - スリランカ
 - タイ
 - 台湾
 - 中国
 - バングラデシュ
 - パキスタン
 - フィリピン
 - ベトナム
 - 香港
 - マレーシア
 - ミャンマー
 - 日本
(日本の制度・統計へ)
- オセアニア
 - 北米
 - 中南米
 - 欧州
 - ロシア・CIS
 - 中東
 - アフリカ
 - 国際・その他
- 貿易投資制度・統計の総合検索 (J-FILE)
- 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- 世界各国の関税率
- ジェットロのサービス

 **マレーシア** 国・地域別情報

投資制度

外資に関する奨励

奨励業種 | 各種優遇措置

最終更新日: 2005年06月03日

奨励業種

製造業、農業、観光業、ハイテク、研究開発(R&D)まで幅広い業種が対象。最近は特にハイテク、研究開発(R&D)部門に手厚い優遇措置を設けている。

マレーシア政府は1986年投資促進法に基づき、バイオニアステータス、投資税額控除(ITA)、再投資控除(RA)(=税制上の免税措置を一定期間与えられる)の対象となる以下の「製造製品」を作る業種を「奨励業種」と定める。

- a. 農業生産(茶の栽培など20品目を指定)
- b. 総合的農業および水産業(農産物、水産物加工を含む8分野を指定)
- c. 農産物加工(ココア製品加工など15品目を指定)
- d. 林業(3分野を指定)
- e. ゴム製品の製造(タイヤ、カテーテルなど16品目を指定)
- f. パーム油、パーム核油製品(マーガリン、食用油など5品目を指定)
- g. 化学・石油化学品(殺虫剤、ファインケミカルなど14品目を指定)
- h. 医薬品(ワクチンなど5分野を指定)
- i. 木製品(ベニアなど5分野を指定)
- j. パルプ、紙(10品目を指定)
- k. 繊維・繊維製品(13品目を指定)
- l. 非鉄金属(硬質レンガ、ガラスなど45品目を指定)
- m. 鉄鋼(13品目を指定)
- n. 機械・機械コンポーネント(産業用機械など14品目を指定)
- o. 輸送機器(自動車部品、造船など23分野を指定)
- p. サポートング産業(16分野を指定)
- q. 電気・電子製品製造(54分野を指定)

一方、ハイテク企業および中小企業のために税制特典を付与する奨励制度も講じられている。奨励業種は各年度の予算案の国家上程(通常10月の国会)のタイミングに改訂あるいは追加されることが多い。2001年度予算では、産業廃棄物処理や省エネルギー企業へのITA、RA付与あるいは加速減価償却が認められた。

2003年2月より、通産省(MITI)は、外国直接投資促進のため、特殊なケースを除いて製造ライセンスの認可を7営業日以内に行うと発表した。また、以前は技術移転契約および中古機械の輸入については、MITIから許可を得る必要があったが、2003年2月より、許可は不要となった。

奨励業種の詳細はマレーシア工業開発庁(MIDA)発行のガイドブックあるいはMIDAのインターネットホームページにて随時検索可能。


<http://www.mida.gov.my>

[画面トップに戻る](#)

各種優遇措置

原材料・資本財の輸入に対する特典、租税の減免、製造業に対する一般的優遇措置、ハイテク産業優遇措置、マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)への奨励措置

詳細は以下のPDFファイル参照

「マレーシア 外資に関する各種優遇措置 詳細」

- a. 製造業に対する一般優遇措置
- b. ハイテク産業優遇措置
- c. マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)への奨励措置
- d. 戦略プロジェクト優遇措置
- e. 輸出奨励措置
- f. 研究開発優遇措置
- g. 訓練優遇措置(人材育成のために与えられる優遇措置)
- h. 有毒・危険廃棄物の貯蔵、処理、処分に対する優遇措置

2002年5月24日より、通商産業省(MITI)、財務省(MOF)、経済計画局(EPU)、中央銀行、税務当局、マレーシア工業開発庁(MIDA)およびマルチメディア開発公社(MDC)から構成されるHigh Level Committeeが設置され、企業のニーズに応じたPre-packaged Incentivesの付与を行うことになった。

このPre-packaged Incentivesの特徴は以下のとおりである。

- [1]事前に選ばれて評価された会社の個々のニーズに合わせたインセンティブである。
- [2]インセンティブ付与のプロセスが迅速かつ効率的である。
- [3]競合する他国が提示したインセンティブに対して迅速に対応する。

Pre-packaged Incentivesの申請は文書にてマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出する必要がある。その申請を上記メンバー間で審議する。申請の際には、総投資額、投資の内容、技術の内容およびインセンティブの内容を情報として提供する必要がある。

Pre-packaged Incentivesの下では、最大で15年間にわたり、課税所得が100%免除されるパイオニアステータスもしくは10年間にわたって投資額の100%を所得から控除できる投資税額控除が認められる。



マレーシア国別援助計画

外務省

マレーシア国別援助計画

平成14年2月

<1>最近の政治・経済・社会情勢

- (1)政治情勢
- (2)経済情勢
- (3)社会情勢

<2>開発上の課題

- (1)マレーシアの開発計画
- (2)開発上の主要課題
- (3)主要国際機関との関係、他の援助国、NGOの取り組み

<3>我が国の対マレーシア援助政策

- (1)対マレーシア援助の意義
- (2)ODA大綱原則との関係
- (3)我が国援助の目指すべき方向
- (4)重点分野・課題別援助方針
- (5)援助実施上の留意点

【注釈】

【統計】

<1>最近の政治・経済・社会情勢

(1)政治情勢

マレーシアは、アジア南東部に位置し、マレー半島の11州及びボルネオ島北部の2州から構成されている。また、同国は、多民族国家であり(人口:2220万人(2000年)、人種構成比:マレー系(先住民族を含む)62.4%、中国系26.6%、インド系7.5%、その他(ヨーロッパ系、アラブ系等)3.5%)、1969年に人種暴動を経験し(同年総選挙の直後、マレー系と中国系の対立から人種暴動「5.13事件」が発生)、各人種間の融和を図りつつ、非マレー系に比して相対的に貧困なマレー系の経済的地位を向上させること(ブミプトラ政策)が歴代政権の重要な課題となっている。更に、同国は、ASEAN創設時からのメンバーであり、その運営を担う中心的な国である。

マレーシアでは、1957年の独立以来一貫して「統一マレー国民組織(UMNO)」を中核とする与党連合「国民戦線(BN)」が政権を担い、人種間の融和を図りつつ、政治的安定及び経済的発展を実現してきた。1981年に就任したマハディール首相は、強力なリーダーシップにより国家の近代化、工業化を推進すると共に、首相就任直後より「東方政策(Look East Policy)」を提唱し、それまで西洋、特に旧宗主国イギリスに偏りがちであったマレーシアの姿勢を、日本や韓国に向け、その労働倫理や技術を学ぶという政策を打ち出している。

政治情勢は基本的に安定しているが、1998年9月に、アンワール前副首相兼蔵相が突如解任され、その後逮捕されるに至り、大規模なデモが発生し、国内政局は一時不安定化した。しかしながら、かかる動きは徐々に沈静化し、また経済も、1997年のアジア経済危機により1998年はマイナス成長に陥ったが、その後徐々に回復し始めたこともあって、

1999年11月に行われた総選挙では、与党国民戦線は連邦下院193議席のうち148議席の安定多数を確保して、政権を維持した。ポスト・マハディール体制に向けての動きが注目されているが、政局は基本的に安定基調にある。

(2) 経済情勢

マレーシア経済は、1980年代後半以降、我が国を始めとする海外からの直接投資増大の影響により高成長を遂げ、特に、1988年から1996年にかけては年平均8%以上の高い経済成長率を達成してきた。しかし、1997年7月のタイ・バーツ急落に端を発したアジア通貨危機はマレーシアにも波及し、短期資本の急激な流出が起こり、為替と株価が大幅に下落した。この下落は、資産の急激な縮小、企業業績の悪化、不良債権の増大、信用収縮等の連鎖的悪循環を引き起こし、マレーシア経済は深刻な状況に陥った。

このような状況の中、マレーシア政府は当初、IMF型の緊縮財政・金融政策により危機を乗り切ろうとしたが、右政策は必ずしも奏功せず、逆に、企業倒産等実体経済に対する悪影響が出てきた。このため政府は、1998年半ばより、それまでの政策を大幅に転換し、積極財政、金融緩和による景気刺激策に移行した。また、通貨投機を防ぎリングの安定を図るため、同年9月からは為替を米ドルに対して固定し、短期資金の国外持ち出しを禁止する措置を導入した。

このようなマレーシア政府の景気刺激策及び為替・資本規制、不良債権処理、さらには我が国による総額68億ドル(1998年及び1999年)にのぼる大規模な資金援助等により、経済は現在回復基調にある。実質GDP成長率は1998年にマイナス7.5%を記録したものの、1999年第2四半期からプラス成長に転じ、製造業部門の輸出増等の貢献により、1999年は政府の予想(4.3%)を上回る5.8%成長となり、2000年には8.5%の成長を達成した。

一方で、マレーシア経済において対外部門の占める割合は高く、1999年以降の経済回復も製造業を中心とする輸出拡大に依存するところが大きい。今後は、輸出競争力を維持しつつ、いかに現在の固定相場制から脱却するかが注目される。

国内的には、財政の均衡等マクロ経済の安定を図りつつ、景気回復基調を維持することにより民間部門の設備投資需要が一層高まり、自律的な経済成長に移行することが期待される。また、中長期的には、人材育成、経済・産業の高度化・効率化を進め、国際競争力を着実に維持、強化していくことが重要である。また、金融・企業リストラについては、近隣諸国に比して概ね順調であるものの、未だ途上にあり、今後の推移が注目される。

(3) 社会情勢

失業率は、1997年には2.4%とほぼ完全雇用レベルにあったが、アジア通貨危機以降上昇し、1999年第1四半期には4.5%に達した。しかしながら、経済の回復と共に解雇者は減少し求人数も増加し始め、1999年の第4四半期には失業率は3.0%程度にまで下がり、2000年も安定的に推移している。他方、1980年代に徐々に縮小していた所得格差は、1990年代に入っても依然として存在している。マレーシア政府も社会的弱者への対応の重要性を認識し、政府開発予算における社会サービス部門の割合を危機前の25%から危機後は30%に約5%引き上げるなど、経済危機の影響に配慮した政策をとっている。

急速な経済発展によって生じた地域間の所得格差等を是正することや、急速に進展する開発や都市化に伴う環境問題に適切に対処していくことは、マレーシアの持続的、安定的な発展のために今後ますます重要となってくると思われる。

<2> 開発上の課題

(1) マレーシアの開発計画

マレーシア政府は1991年以来、開発の最終的目標として、2020年までに「先進国」※1の仲間入りを果たすという「ビジョン2020」を掲げている。このビジョン2020の下で、10年及び5年の開発計画や分野別の開発計画などが系統立って策定されており、これらの計画に基づいて開発予算が配分され、各種施策が実施されている。

2000年はマレーシアの開発計画上の重要な節目の年にあり、1991年から2000年までの

10年間の開発計画である「新開発政策(New Development Policy, NDP)」※2と、1996年から2000年までの5年間の開発計画である「第7次マレーシア計画(7th Malaysia Plan)」※3がいずれも最終年であった。現在は、2001年からの新たな10ヶ年計画である「長期経済開発計画(OPP3)」と5ヶ年計画の「第8次マレーシア計画」の下、国家経済開発が行われている。

2001年からの10ヶ年計画及び第8次マレーシア計画は、それぞれNDP及び第7次マレーシア計画を継続、発展させた内容となっている。なお、マレーシア政府は、マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)に代表されるように、かねてより情報通信技術(IT)分野の産業振興、人材育成に力を注いでおり、第8次マレーシア計画では、製造業や農業分野を含めた全ての分野における横断的な重点テーマとして、情報通信技術の利用増進を通じたマレーシア経済の「k-economy(knowledge economy、知識集約型経済)」化実現を図るための各種施策が打ち出された。

(2)開発上の主要課題

(イ)製造業の高度化

現在マレーシアの経済発展の中心となっている電子電機、機械等の製造業をさらに高度化していくことは、マレーシアの国際競争力を維持・強化していく上で不可欠である。そのためには、各製造業の技術レベル、品質管理能力、生産性等の向上を図るとともに、幅広い裾野産業を育成していくことが重要である。また、製造業の高度化のために情報通信技術(IT)を積極的に活用していくことも求められる。

(ロ)マレーシアの賦存資源を活かした経済セクターの育成

マレーシア経済が自立的かつ安定的に発展していくためには、マレーシアの賦存資源を活かして、農業、観光、石油ガス等の経済セクターを育成していくことが重要である。マレーシアは石油、天然ガス、木材等天然資源に恵まれた国であり、その資源を活用した産業育成の成否は今後の開発の一つの鍵を握ると思われる。パーム・オイル等マレーシアで産出する農林産物を利用したアグロ・インダストリーの育成も肝要である。また、マレーシアは観光資源にも恵まれているが、マレーシアを訪れる外国の観光客の数は近隣の東南アジア諸国と比べまだ少なく、魅力ある観光資源を活用していかんして競争力ある観光産業を育てていくかは重要な課題である。

(ハ)高度な人的資源の育成

マレーシア経済がk-economyへ移行するためには、高等教育を受けた人材を大量に育成する必要がある。マレーシアの大学進学率は約23%であり、近年急速に増加しているが、一層の充実が望まれる。また、製造業をさらに高度化していくためには、一般の労働者の技術・技能レベルを向上させる必要がある。

(ニ)環境問題への対応

マレーシアは、ボルネオ島をはじめ豊かな自然に恵まれた国であるが、開発が急速に進展する中、自然環境をいかに保全していくかが重要な課題となっている。また、豊かな自然はマレーシアの重要な観光資源ともなっていることから、今後、自然環境の保全はマレーシアの経済発展の観点からも重要である。

さらに、工業化、都市化の進展に伴い、公害防止やゴミ処理、下水道整備といった都市環境の改善も重要となっている。

(ホ)生活の質の向上

経済発展がある程度進み、先進国入りを目指すマレーシアにおいては、国民一人一人の生活の質を向上させることが重要となってきている。具体的な課題として

は、公共交通の整備、公衆衛生の改善、初等中等教育の質的向上等が重要である。

(へ) 格差是正

マレーシアにおける所得格差は1990年代を通じ改善されつつあるが依然として存在しており、所得間格差及び地域間格差を是正すると共に、社会的弱者の福祉向上を図ることは、マレーシアの安定的発展のために重要である。

(3) 主要国際機関との関係、他の援助国、NGOの取組み

(イ) 国際機関との関係

近年のマレーシアの中長期的には順調な社会・経済発展に伴い、各国際機関の援助実績は通減傾向にある。国際機関の中では国連開発計画(UNDP)が比較的活発に活動しており、人材育成と環境分野を中心にした協力を実施している。その他の国際機関では、国連通常技術支援計画(UNTA)や国連児童基金(UNICEF)などの国連機関のほか、アジア開発銀行(ADB)や欧州委員会(CEC)が協力を実施しているが、いずれもプロジェクトは小規模である。また世界銀行(IBRD)は、アジア通貨危機に際し、マレーシアに対し経済の安定化、中長期的成長の再開、アジア危機による最悪の影響からの貧困層の保護を目指すマレーシア政府のプログラムを支援する借款を供与した。※4

また、水産分野では、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)を通じた技術協力が実施されている。

(ロ) 他の援助国の取組

1996年と1997年の支出純額実績はデンマーク、ドイツ、オーストラリアの順となっており、これらの国は技術協力を行っている。なお、我が国の援助は、技術協力及び有償資金協力等を合わせて年間供与額では依然として二国間援助額の6割強をしめる一方、支出純額で見た場合には1996年、1997年は円借款の償還が増大したためマイナスとなっているが、1998年についてはプラスであった。※5

(ハ) NGOの動向

マレーシアで登録されているNGOは約8万団体と言われているが、国家統一社会開発省に登録されている社会福祉関連団体が約330(2000年現在)、開発関係団体が約180となっており、活動分野は福祉、社会経済開発、保健、環境、宗教、女性支援、児童など非常に多岐に亘っている。

<3> 我が国の対マレーシア援助政策

(1) 対マレーシア援助の意義

(イ) 我が国は、1957年8月31日のマラヤ連邦の独立と共に同国を承認し、以来、両国関係は全般的に良好に発展してきている。

これまで、我が国は最大の援助国としてマレーシアの発展に寄与してきており、また、マレーシアは、特に1981年にマハディール首相が東方政策を提唱して以来、我が国等に学ぶ姿勢を持っており、マレーシア国民の日本に対する関心及び親近感是非常に強いものがある。

マレーシアは、ASEANの創設時からのメンバーであり、東南アジアにおいて、政治的にも経済的にも最も安定した国の一つであるとともに、ASEAN域内協力における拠点であり、更にはASEAN+3(日本、中国、韓国)との協力の推進者である。そのようなASEANの主要国たるマレーシアとの関係強化は、我が国とASEAN、ひいては

東アジア地域における協力関係の強化に資するものと考えられる。

また、我が国にとって極めて重要なシーレーンに当たるマラッカ海峡の沿岸国であり、地政学的にも重要な位置を占めている。

(ロ) 経済面では、日・マ両国は密接な相互依存関係を有している。1999年のマレーシアの対日貿易額は、輸出では米国、シンガポールに次いで3番目であり輸出総額の11.6%を占め、輸入では総額の20.8%を占め最大となっている。また投資についても、日本は1990年代を通じて直接投資国として1位又は2位の地位にあり、1999年も米国に次いで2番目の約10億リング(認可ベース)の直接投資を行っている。分野別に見ると、日本の直接投資は製造業、中でも電子電機産業に対するものが多いところ、マレーシアの輸出のうち電子電気機器の輸出が半分以上を占めることに鑑みても、日本の直接投資はマレーシアの輸出に大きく貢献しており、ひいてはマレーシアの経済発展をも促しているといえる。また同時に、日本企業にとっても、マレーシアは電子電気機器を始め各種製造業の海外生産拠点として重要な地位を占めており、日本経済の発展にとってもマレーシアは欠かせない存在となっている。

またマレーシアは、我が国の天然ガス輸入先として、インドネシアに次いで2番目で、総輸入量の約2割を占めており、我が国に対するエネルギー資源の安定的供給国として重要である。

(ハ) マレーシアは、1998年から2000年まで安保理非常任理事国を務め、また、1960年代以降コンゴ、ナミビア、カンボジア、ソマリア、ボスニア等においてPKO活動に参加する等、国連において積極的な活動を展開してきている。また、G-15(開発途上国のサミット・レベル・グループ)、非同盟諸国会議、D8(イスラム開発協力会議)、OIC(イスラム会議機構)など、いわゆる南側諸国との協力の国際的枠組みにも積極的に参加し、国際的発言力を高めてきている。加えてマレーシアは、自らの開発の経験を活かし、より開発の遅れたアジアやアフリカの途上国の開発を積極的に支援しており、我が国とも、アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム及び第3回アジア・アフリカ・フォーラムの共催、アジア・アフリカ投資・技術移転促進センター(AAITPC)の創設、アフリカ開発のための日仏マレーシア三国間協力など、南南協力の分野で緊密な協力関係にある。このようなマレーシアとの関係強化は我が国の対途上国外交全般に資すると考えられる。

(2) ODA大綱原則との関係

選挙、議院内閣制など議会制民主主義の諸制度も独立と同時に確立され、その後も一貫して円滑に実施、運営されてきている。軍事支出、武器輸出等についても特に懸念すべき点はない。

なお、1998年9月のアンワール前副首相兼蔵相の逮捕及びその後の裁判等の状況について、国際社会では人権上の問題点等を指摘する声もあり、我が国としては適正な法の手続に基づく対応の状況、同国の政情などを注視していたが、実際の裁判等一連の手続は、民主的に確立された法制度の下、公開で行われている。

(3) 我が国援助の目指すべき方向

(イ) 我が国のこれまでの援助

我が国は、これまで、マレーシアに対し、2000年度までの累計で、有償資金協力約8800億円、無償資金協力約121億円、技術協力約908億円を実施してきた。近年では、1997年度には技協・無償合計約46億円、1998年度には有償・技協・無償合計約1124億円、1999年度には有償・技協・無償合計約1294億円、2000年度には協技・無償合計約38億円の支援を実施しており、特に有償資金協力の実績がある年度においてはは大規模な支援となっている。

有償資金協力は、従来、電力施設、鉄道、空港など経済インフラを中心に実施してきた。近年では、マレーシアの中進国入りに伴い、対象分野について、通常の円借款を卒業したいわゆる「院生コース」※6として行うことが合意され、1994年以降

は、環境改善と貧困撲滅・所得間格差是正の分野、また、中小企業育成・人材育成の分野についてもこれに資する案件を対象とするという枠内での協力を実施することとしていたが、1997年までマレーシア側からは、新規円借款の要請はなかった。その後、アジア通貨危機に際し、1998年10月に発表された新宮澤構想を踏まえ、ほぼ5年振りに有償資金協力を再開し、1999年3月及び4月に総額約1140億円、2000年3月に総額約1190億円を供与し、マレーシア経済の早期回復に大きく貢献した。

無償資金協力は、教育・訓練関連施設などを中心に実施してきたが、1991年度を最後に、文化無償、草の根無償及び緊急無償等を除く無償資金協力からは卒業した。

技術協力については、農林水産、医療、環境、産業育成等の分野における人遣いを支援してきているが、マレーシアの経済開発の進展に伴い、環境や産業高度化の分野の比重が高まってきている。

(ロ) 対マレーシア援助全体に占める我が国援助の割合

マレーシアの援助受入額全体に占める二国間援助の割合は約9割であり、そのうち我が国援助は、前述のように拠出額(ディスパース・ベース)では、6割以上を占める。※7

(ハ) 今後5年間の援助計画の方向性

マレーシアは、現在、ある程度の経済の発展段階に至っている。1997年のアジア経済危機を経て、経済構造改革、輸出競争力強化、ドルとリングの固定相場制からの移行の問題等を抱えているものの、経済は回復基調にあるところである。我が国の対マレーシア経済協力の実績は、前述のように、現在、円借款の弁済が多く、単年度において、支出純額(ネット)で見た場合にはマイナスとなっている年もあるが、拠出ベースで見た場合には、近年ではマレーシアの二国間援助の6割以上を占めており、これをどのように同国の経済発展に活用していくかが課題である。また、経済が発展したが故の悩みとして、マレーシアは、所得間格差、地域間格差の解消に向けて努力をすると共に、環境問題という問題も抱えるようになっている。我が国としては、そのようなマレーシアに対し、同国が将来的に被援助国から卒業し、また援助国化することも視野に入れ、同国の状況に相応しい適切な支援を行っていくことが肝要である。

我が国はこれまで、1993年に派遣した経済協力総合調査団がマレーシア政府と合意した重点分野及びその後のマレーシア政府との政策協議等を踏まえ、有償資金協力については、「急激な成長に伴って生じた歪みの是正への協力」(院生コース)を基本的考え方として、(a)環境改善、(b)貧困撲滅・所得間格差是正の2分野を対象とし、これに加え、マレーシア側から強く要望のあった中小企業育成及び人材育成についても、(a)及び(b)に資する案件であれば採り上げることとしてきた。また、技術協力については、我が方としては、(a)科学技術開発、(b)情報通信技術、(c)人的資源開発、(d)環境と持続的開発の分野を中心に支援を実施してきた。

しかしながら、右調査団派遣から既に7年以上を経過し、加えてその間にマレーシアは著しい経済成長とアジア通貨危機を経験した。すなわち、1994年から1997年までは新規円借款の供与を受けることなく著しい経済成長を成し遂げてきたが、一方、1997年のアジア通貨危機以後、マレーシア経済は深刻な状況に陥り、マレーシア政府の経済対策、我が国による1998年度及び1999年度の大規模な資金援助等により漸く回復基調となったものである。更にマレーシア政府の開発5ヶ年計画である第7次マレーシア計画及び10ヶ年計画である新開発政策がいずれも2000年をもって終了し、2001年から新たな5ヶ年計画及び10ヶ年計画が策定された。我が国の対マレーシア援助計画は、このようなマレーシア経済の現状及び開発計画の更新に適合したものである必要がある。

マレーシア経済は、現在アジア通貨危機の影響をほぼ克服し、危機以前のレベルまで回復しつつあるが、輸出依存度が高く、米国経済等の外的要因の影響を受けやすい状況にあり、企業リストラ等の構造改革も未だ途上にある。また、固定相場

制等管理体制長期化による弊害の可能性等の課題を抱えている。我が国としては、将来のマレーシアの被援助国からの卒業も視野に入れつつ、当面は現在の回復基調をより強固なものとし、マレーシア経済が引き続き持続的かつ安定的な発展を遂げていくための支援を行うことが重要である。

他方、マレーシアにおいては、経済発展の結果、開発や都市化が急速に進展しつつある。これに伴って、自然環境の保全、産業公害の防止、居住環境の改善、地域格差・所得格差の是正等が従来にまして重要となりつつある。我が国としては、かかる問題に対処するための適切な支援を実施していくことが重要である。特に、日・マ関係の重要性に鑑みれば、こうしたマレーシア経済の動向と経済が発展したが故の悩みの存在を見極めつつ、今後マレーシアが急激な成長に伴って生じた歪みを自力で是正できる見通しがつく段階に至るまでは、特段の配慮を行うこととする。

一方、マレーシア経済の中長期的な経済発展のためには、現在世界的に急速に進展しつつある情報産業の発展に参画していくと共に、既存の産業についても高度化、効率化を図っていく必要がある。また、情報産業の発展や産業の高度化、効率化のためには、それを担い得る人材の育成が不可欠である。マレーシア政府は、かかる認識に立って、第8次マレーシア計画の中で情報産業の振興や高度な知識を有する人材の育成を重視しており、我が国としては、かかるマレーシア政府の努力に対して、可能な範囲で支援を実施していくことが重要である。

マレーシア政府は、自国の開発の経験とノウハウを他の開発の遅れた途上国に紹介することにより、その国の経済発展に協力するとの政策を積極的に進めている。我が国としては、かかるマレーシア政府の姿勢を奨励し、将来の援助国化を支援することが重要である。また、マレーシア政府と協力して他の途上国を支援することも、我が国援助の効果及び効率を高める上で有益である。

(4) 重点分野・課題別援助方針

現在のマレーシアにおける経済情勢等、開発ニーズ及び2001年以降のマレーシア政府の開発政策を踏まえ、我が国は今後以下の分野を対マレーシア援助の重点分野とする。特に、有償資金協力については、その具体的な実施においては、当面の間「院生コース」の基本的考え方を継続する。

(イ) 経済の競争力強化のための支援

(a) 製造業の高度化、効率化

マレーシア経済の競争力強化のためには、現在海外からの輸入に大半を依存している資本財、中間財について、国内生産の割合を増やしていく必要がある。そのためには、国内の裾野産業の高度化、効率化を図っていくことが不可欠であり、我が国としては、裾野産業の技術力、品質管理能力、生産性等の向上のための支援等を行っていく。また、中小企業診断、技術指導、金融制度など、裾野産業育成の制度面でのノウハウ等についても、我が国の経験を活かしつつ知的支援を行っていく。

同時に、高度化、効率化された産業を支えるために、産業基盤も高度化、効率化していく必要がある。我が国としては、経済インフラをソフト面を中心に高度化、効率化するための支援を行っていく。

(b) IT分野での支援

産業の高度化、効率化のためには、その基礎となる研究開発能力の向上を図っていくことや、IT技術の活用を促進していくことが重要であり、我が国としては、IT技術者の育成及びIT技術の利用・普及に対する支援を行っていく。

(c) マレーシアの賦存資源を活かした経済セクターの育成、強化

マレーシア経済が安定した発展を遂げていくためには、マレーシアの有する資

源を活かした産業を育成、強化していくことが重要である。我が国としては、かかる観点から、豊かな自然環境を活かした観光産業や、石油、天然ガスなど豊富な資源を活用した資源産業、また木材、油ヤシ、天然ゴムなどの農林産物の環境に調和した生産とそれらを利用したアグロ・インダストリー等の育成、強化のための支援を行う。

(ロ) 将来のマレーシアを担う人材の育成—高度な知識、技能を備えた人材の育成

マレーシアは第8次マレーシア計画において、知識集約型経済(k-economy)への移行を目指しており、そのためには、高度な知識、技能を備えた人材の育成が急務である。我が国としては、特に理工系を中心に、高等教育機関及び高度な職業訓練機関の質、量両面の拡充を支援していく。また、「東方政策」を通じて蓄積された経験を踏まえつつ、日本への留学生派遣の一層の拡大を支援する。その際、ツィニングプログラム(自国で大学教育の一部を受けた後、留学先の大学に編入学して残りの教育を受け、学位を取得する制度)の推進、遠隔教育の活用等により、日本の高等教育機関との連携強化に努めると共に、日本語教育の普及、質の向上を支援する。さらに、IT関連技術や先進的な生産技術など高度な技術・技能訓練の拡充を支援していく。

(ハ) 環境保全等持続可能な開発のための支援

(a) 環境保全

マレーシアは、東マレーシア(ボルネオ島北部)を中心に、生物多様性が世界中で最も豊富な地域であると言われている。また国土の全体にわたり、熱帯林、マングローブ林などが多く残されている。このような貴重な自然環境を開発との両立を図りつつに保全していくかは、マレーシア一国のみならず地球規模の重要な課題である。我が国としては、自然環境保全に関する研究者、実務者の育成、能力向上をはじめ、自然環境に配慮した持続可能な観光開発、海洋汚染防止や環境教育など、幅広い分野において包括的に支援を実施していく。

また、海洋生物資源の持続的利用に向けての支援に当たっては、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)等の国際的枠組みと十分連携がとれた支援を実施していく。

(b) 生活環境の改善

マレーシアでは、1990年代の急速な経済発展に伴い、都市部を中心に交通渋滞、上下水道の未整備、ゴミ問題など、生活環境の悪化が進んでいる。我が国としては、急激な成長に伴って生じた歪みの是正への協力として、社会インフラの整備や担当部局の人材育成や能力向上に対する協力を通じ、生活環境の改善に対する支援を行っていく。また、我が国の経験を活かしつつ、産業公害の防止や、自動車排気ガスに含まれる有害物質の削減、CO₂等温室効果ガスの排出抑制などの分野における支援を行う。

(二) 格差是正に対する支援

(イ) 格差の是正

急激な成長に伴って生じた歪みの是正への協力として、上記(ハ)(b)の環境改善に加えて、貧困撲滅・所得間及び地域間格差の是正についても支援を行っていく。また、社会的弱者に対する福祉の向上に資する支援を行っていく。

この際、社会階層間の所得格差や、IT分野、医療分野等における地域間格

差を是正するためには、関連する中小企業の育成や高度な知識・技能を備えた人材の育成が寄与することも踏まえ、こうした格差是正に資する案件に対しては、中小企業育成及び人材育成に対しても個別具体的に重点的な支援を検討する。

(b) 農村部における女性の地位向上

マレーシアにおいては、女性の社会進出は比較的進んでいるが、都市部と地方、農村では差があり、我が国としては、特に地方、農村の女性の社会進出や現金収入増大のための支援を行っていく。

(5) 援助実施上の留意点

(イ) マレーシア政府との対話の一層の充実

我が国援助を、長期的な視野に立って、かつマレーシア側のニーズに合致するよう実施していくために、マレーシア政府との対話を一層充実させていくことが肝要である。特に、国家開発計画の策定を担当し、また援助受入れの窓口ともなっている首相府経済企画院との政策対話や案件形成に関する協議を一層緊密化していく必要がある。

また、アジア通貨危機以降、円借款を中心に援助案件数が急増しているため、首相府経済企画院はもとより各実施機関とも、既往案件の適切な実施監理や優良な新規案件の発掘、形成のための意見交換を充実させていく必要がある。

(ロ) 円借款と技術協力の連携強化

マレーシアの中進国入りに伴い、環境、人材育成、中小企業振興などの分野に対する円借款の供与が増大しているが、このような分野においては、案件の形成、運営、管理などいわゆるソフトの部分が極めて重要であり、援助全体の成否の鍵を握るといっても過言ではない。このような円借款案件のソフト面を充実させるために、必要に応じ、JICAによる技術協力を活用することは、有効かつ望ましい。

(ハ) 円借款の供与条件(償還期間、金利等)の弾力化

マレーシアに対しては、円借款の供与に際し、中進国の供与条件を適用する方針である。一方で、マレーシアは多様な供与条件(償還期間、金利等)の設定を要望しており、マレーシアの所得水準・債務負担能力や為替リスク等を考慮しつつ、右可能性について検討していく。

(ニ) パートナーシップの推進

我が国の援助の効果及び効率を高め、併せてマレーシアの援助国化を支援するためにも、マレーシア政府が積極的に取り組んでいる南南協力を我が国が支援していくことは重要である。我が国としては、開発分野においてマレーシア政府とのパートナーシップを推進、強化し、特に、ASEAN加盟国をはじめとする域内国のうち発展段階のより遅れた国や、アフリカ諸国に対するマレーシア政府の協力を支援していく。

(ホ) 民間セクターへの波及効果

経済発展が比較的進んだマレーシアにおいては、経済開発において民間セクターが果たす役割が重要性を増しつつある。また、政府の積極的な民営化政策により、かつては政府の一部であった機関が公社化、民営化される事例もしばしば見られる。かかる状況を踏まえ、民間セクターの果たす役割が特に大きい分野では、援

助の実施に当たって、民間セクターへの波及効果を出来るだけ高めるよう努めることが肝要である。

(へ)環境に対する配慮

円借款など我が国の援助案件の実施に当たっては、案件形成から実施に至る各段階において、環境に対する影響に十分配慮する。

INDEX

MALAYSIA

China-Asean

Country Economy –	The Brief Introduction
Statistics –	Economic Indicators
Law & Regulations –	Trade Policy
Investment –	Infrastructure for the New Millenium
Business Guide –	Form of Business

China Council for the Promotion of International Trade | ASEAN-CHINA Business Council | ASEAN Chamber of Commerce and Industry

china-asean business net

Home | Login | Services | About Us | Contact Us | Sitemap

Home | China Biz Info | Asean Biz Info | Trade Leads | Private Link | Contact Us

6 March 2001

Select Language

asean business information

Malaysia

asean biz info



country economy

hosted by:

- ▶ CCPIT-China
- ▶ ACCI-ASEAN

supported by:

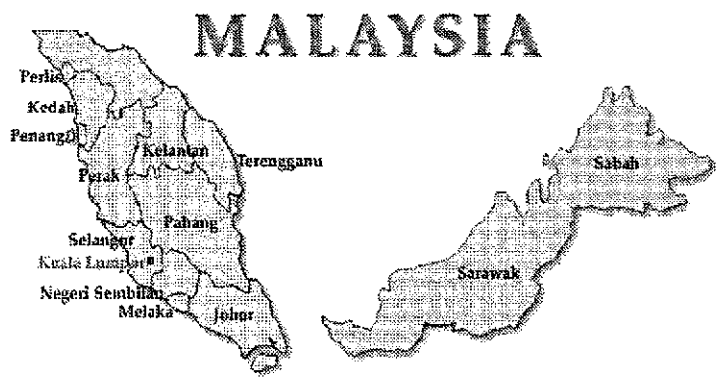
- ▶ NCCIBD-Brunei
- ▶ PPCC-Cambodia
- ▶ ICCI-Indonesia
- ▶ LNCCI-Laos
- ▶ NCCIM-Malaysia
- ▶ UMCCI-Myanmar
- ▶ PCCI-Philippines
- ▶ SFCCI-Singapore
- ▶ FTI-Thailand
- ▶ VCCI-Vietnam

- ▶ ASEAN
 - ▶ Brunei
 - ▶ Cambodia
 - ▶ Indonesia
 - ▶ Laos
 - ▶ Malaysia
 - ▶ Country Economy
 - ▶ Laws & Regulations
 - ▶ Investment Info
 - ▶ Business Guide
 - ▶ Statistics
 - ▶ Myanmar
 - ▶ Philippines
 - ▶ Singapore
 - ▶ Thailand
 - ▶ Vietnam

The Brief Introduction | [Manufacturing/Natural Resources/Service Sector](#)

The Brief introduction

Print

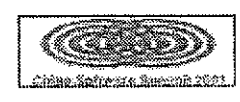


Strategically positioned in the heart of Southeast Asia, Malaysia is an example of a successful multi-ethnic and multi-religious polity. The Federation of Malaya became an independent country on 31 August 1957. On 16 September 1963 the federation was enlarged by the accession of the states of Singapore, Sabah (formerly British North Borneo) and Sarawak. The name 'Malaysia' was adopted from that date. However, Singapore left the federation on 9 August 1965.

Malaysia is a parliamentary democracy. It is a Federation of 13 states and 3 federal territories with a constitutional monarch, His Majesty the Yang di-Pertuan Agong as the Supreme Head of the country. Executive Authority is also vested in the Yang di-Pertuan Agong and exercised by a Cabinet of Ministers headed by the Prime Minister. The Federal Constitution clearly demarcates the separation of powers among the country's Legislative, Judicial and Executive Authorities.

Malaysia has enjoyed a climate of political stability which has brought with it a high level of economic growth based on diversification of the economy, especially through industrialisation and stimulated by foreign investment. The National Front Coalition led by Prime Minister Dr. Mahathir Mohamad won a fifth term in office in the country's tenth general elections held on 29 November 1999, winning 148 of the 193 elected seats in Parliament.

Malaysia's foreign policy is essentially premised on both the internal and external political, security and socio-economic environments. The country's international approach is guided by the basic objective of seeking friendship for purposes of securing mutually beneficial relations. A peaceful and stable political security environment in the region is essential to the progress and prosperity of the country. Malaysia remains firmly committed to intensifying regional cooperation, primarily by building upon existing ASEAN cooperation as well as enhancing cooperation with extra-regional countries, including between ASEAN and its Dialogue Partners.



In this context, Malaysia has taken and continues to take a proactive role in three main foreign policy areas: cementing bilateral relations, fostering regional cooperation and active participation in various multilateral events. In the latter area, Malaysia's contributions lie in South-South Cooperation, the Organisation of Islamic Countries, North-South relations, the United Nations Security Council and the Commonwealth Group of Countries.

⌘ [back to top](#)

[About Us](#) | [Contact Us](#) | [Sitemap](#)
Copyright(c) 2001 China-Asean.net All Rights Reserved
Tel: +86-10-68013344 Fax: +86-10-68030747
E-mail: china-asean@ccpit.org

China Council for the Promotion of International Trade | ASEAN-CHINA Business Council | ASEAN Chamber of Commerce and Industry

china-asean business net

Home | Login | Services | About Us | Contact Us | Sitemap

asean business information Malaysia

Select Language

asean biz info

statistics

hosted by:

- ▶ CCPIT-China
- ▶ ACCI-ASEAN

supported by:

- ▶ NCCIBD-Brunei
- ▶ PPCC-Cambodia
- ▶ ICCI-Indonesia
- ▶ LNCCI-Laos
- ▶ NCCIM-Malaysia
- ▶ UMCCI-Myanmar
- ▶ PCCI-Philippines
- ▶ SFCCI-Singapore
- ▶ FTI-Thailand
- ▶ VCCI-Vietnam

- ▶ ASEAN
 - ▶ Brunei
 - ▶ Cambodia
 - ▶ Indonesia
 - ▶ Laos
 - ▶ Malaysia
 - Country Economy
 - Laws & Regulations
 - Investment Info
 - Business Guide
 - Statistics
 - ▶ Myanmar
 - ▶ Philippines
 - ▶ Singapore
 - ▶ Thailand
 - ▶ Vietnam

[Economic Indicators \(Malaysia Trade with The World 1991 - 2000\)](#)
[Growth of Trade 1991 - 2000](#)

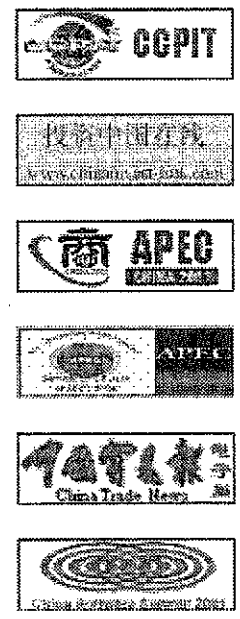
Economic Indicators

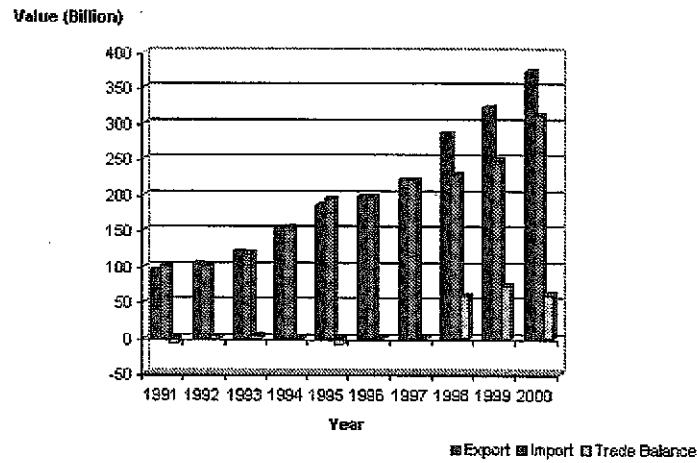
Print

	UNIT	1990	1999	2000
Nominal GNP	RM Billion	114.0	279.8	299.2
Real GNP	RM Billion	101.7	179.9	190.4
Nominal GDP	RM Billion	119.1	299.2	321.1
Real GDP	RM Billion	106.0	192.5	203.7
Real GDP Growth	%	9.0	5.6	5.8
Per Capita Income	RM	6,298	12,321	12,863
	US\$	2,329	3,242	3,385
	PPP (US\$)	5,250	7,918	8,206
Gross National Savings	% of GNP	31.6	40.8	38.4
Gross Dom. Investment	% of GNP	33.8	23.9	24.2
Consumer Price Index	% p.a	3.1	2.8	3.2
Producer Price Index	% p.a	0.7	-3.3	1.0
Agriculture	% p.a	-0.6	3.3	1.0
Mining & Quarrying	% p.a	0.1	-3.1	3.2
Manufacturing	% p.a	15.3	13.5	10.0
Construction	% p.a	18.6	-5.6	5.0
Services	% p.a	11.0	3.1	5.1
Private Consumption	% p.a	11.9	3.1	9.5
Private Investment	% p.a	32.1	-17.3	4.5
Public Consumption	% p.a	5.9	16.3	0.2
Public Investment	% p.a	18.3	10.1	10.0
Merchandise Exports	RM billion	77.5	315.7	350.3
Merchandise Imports	RM billion	70.4	232.2	266.9
Current Account Balance	% GNP	-2.2	16.9	14.2

For more information, click on Economic Planning Unit, Prime Minister's Department (EPU)

Malaysia Trade with The World 1991 - 2000



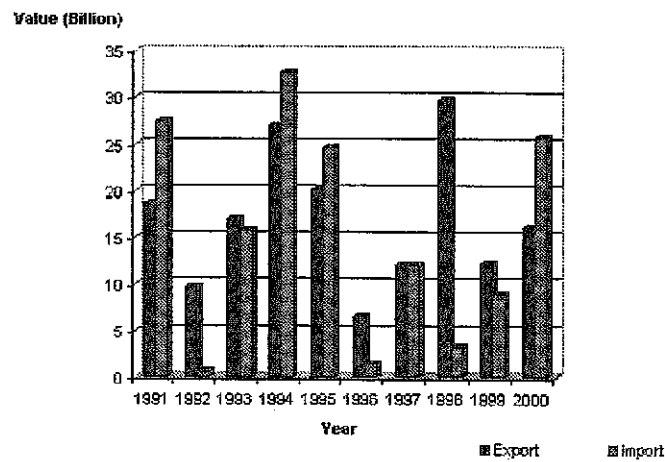


Year	1990	1991	1992	1993	1994	1995
Export	79.65	94.5	103.7	121.2	153.9	185.0
Import	79.12	100.8	101.4	117.4	155.9	194.3
Balance	0.53	-6.3	2.3	3.8	-2.0	-9.3

Year	1996	1997	1998	1999	2000
Export	197.03	220.89	286.80	321.56	373.31
Import	197.30	220.94	228.30	248.48	312.36
Balance	-0.25	-0.05	58.45	73.08	60.94

* Value (RM Billion)

Growth of Trade 1991 - 2000



Year	1991	1992	1993	1994	1995
Export	18.7%	9.7%	16.9%	27.0%	20.2%
Import	27.4%	0.6%	15.8%	32.8%	24.6%

Year	1996	1997	1998	1999	2000
Export	6.3%	12.1%	29.8%	12.21%	16.09%

Import	1.5%	12.0%	3.3%	8.92%	25.71%
---------------	------	-------	------	-------	--------

[back to top](#)

[About Us](#) | [Contact Us](#) | [Sitemap](#)
Copyright(c) 2001 China-Asean.net All Rights Reserved
Tel: +86-10-68013344 Fax: +86-10-68030747
E-mail: china-asean@ccpit.org



china-asean
business net

Home | Login | Services | About Us | Contact Us | Sitemap

Home | About Us | Services | Contact Us | Sitemap | **ASEAN Biz Info** | Malaysia

Select Language

asean business information
Malaysia

asean biz info



law & regulations

- ▶ ASEAN
- ▶ Brunei
- ▶ Cambodia
- ▶ Indonesia
- ▶ Laos
- ▶ Malaysia
 - ▶ Country Economy
 - ▶ Laws & Regulations
 - ▶ Investment Info
 - ▶ Business Guide
 - ▶ Statistics
- ▶ Myanmar
- ▶ Philippines
- ▶ Singapore
- ▶ Thailand
- ▶ Vietnam

Trade Policy | [Trade Regulations](#) | [Product Standard, Regulations and Requirements](#)

Trade Policy

Print

Malaysia's external trade policy has evolved against a background where the external sector has been an important contributor to the country's economic growth. About two-thirds of the country's GDP are from external trade. Being a small country with a population of about 22.2 million in 1998, Malaysia has to venture beyond its borders to market its products and services.

The external sector is an important source of capital, input and technology. The commitment to a multilateral trading system that is predictable and stable is thus imperative for Malaysia's economic prosperity. These factors underline Malaysia's approach to trade and trade-related policy formulation.

Malaysia has an open and outward oriented trade regime replacing the largely imported substitution policies of the 1960s and early 1970s. While seeking better international prospects for its products and services, and access to better inputs, components and technology. Malaysia also accepts responsibilities and obligations commensurate with its level of economic development.

These principles are embodied in Malaysia's trade policy objectives which are:

- to undertake liberalisation measures through regular reviews of the trade regime;
- to maintain and expand Malaysia's trade with major trading partners;
- to diversify and expand trade in new and emerging markets;
- to promote and develop exports of manufactured and value added resource-based products;
- to seek improved and favourable market access for Malaysia's exports of processed commodities and manufactured products;
- to promote and develop exports of Malaysia's services; and
- to strengthen and expand intra-ASEAN trade through closer economic and trade cooperation.

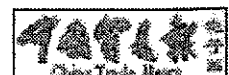
Consistent with its liberal and outward-oriented trade policies, Malaysia trades with over 200 countries.

hosted by:

- ▶ CCPIT-China
- ▶ ACCI-ASEAN

supported by:

- ▶ NCCIBD-Brunei
- ▶ PPCC-Cambodia
- ▶ ICCI-Indonesia
- ▶ LNCCI-Laos
- ▶ NCCIM-Malaysia
- ▶ UMCCI-Myanmar
- ▶ PCCI-Philippines
- ▶ SFCCI-Singapore
- ▶ FTI-Thailand
- ▶ VCCI-Vietnam



back to top

About Us | Contact Us | Sitemap
Copyright(c) 2001 China-Asean.net All Rights Reserved
Tel: +86-10-68013344 Fax: +86-10-68030747
E-mail: china-asean@ccpit.org



china-asean business net

5 March 2001

Home | Login | Services | About Us | Contact Us | Sitemap

ASEAN Business Information | ASEAN Biz Info | Trade Leads | Direct Deal | Forum

Select Language

asean business information Malaysia

asean biz info

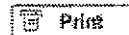


investment info

- ▶ ASEAN
 - ▶ Brunei
 - ▶ Cambodia
 - ▶ Indonesia
 - ▶ Laos
 - ▶ Malaysia
 - Country Economy
 - Laws & Regulations
 - Investment Info
 - Business Guide
 - Statistics
 - ▶ Myanmar
 - ▶ Philippines
 - ▶ Singapore
 - ▶ Thailand
 - ▶ Vietnam

Infrastructure For The New Millennium | Investment Opportunities

Infrastructure For The New Millennium



The greatest advantage to manufacturers in Malaysia has been the nation's persistent drive to develop and upgrade its infrastructure. Over the years, these investments have paid off and serious bottlenecks have been avoided. Today Malaysia can boast of having one of the most well-developed infrastructure among the newly industrialising countries of Asia. A landmark event was the completion of Malaysia's newest and biggest airport, the RM9-billion Kuala Lumpur International Airport (KLIA), which opened for business in mid-1998. Today, the KLIA is proud to be ranked number one for overall business passenger satisfaction* in an International Air Transport Association (AITA) survey.

In July 1999, Cyberjaya, Malaysia's first intelligent city and the nucleus of the country's Multimedia Super Corridor (MSC), became a reality, complete with a multimedia university to provide a pool of knowledge workers for industries. To be launched soon is the Kuala Lumpur Sentral, a transportation hub integrating all major rail transport networks, including the Express Rail Link to the KLIA and Putrajaya, the government's new administrative centre located 25 kilometres south of Kuala Lumpur.

* In the 15 to 25 million passengers per annum category.

- NETWORK OF HIGHWAYS
- WELL-EQUIPPED SEAPORTS
- INTERNATIONAL AIRPORTS
- WELL-DEVELOPED INDUSTRIAL PARKS
- SPECIALISED PARKS
- HIGH-TECH TELECOMMUNICATIONS

NETWORK OF HIGHWAYS

Peninsular Malaysia's network of well-maintained highways is a boon to industries. These highways link major growth centres to seaports and airports throughout the peninsula and provide an efficient means of transportation for goods. To complement these highways, a Kuala Lumpur-Bangkok-Kuala Lumpur containerised service known as the Asean Rail Express (ARX) has been initiated with the aim of expanding it to become the Trans-Asia Rail Link which will include Singapore, Vietnam, Cambodia, Laos and Myanmar before ending up in Kunming, China.

WELL-EQUIPPED SEAPORTS

hosted by:

- ▶ CCPIT-China
- ▶ ACCI-ASEAN

supported by:

- ▶ NCCIBD-Brunei
- ▶ PPCC-Cambodia
- ▶ ICCI-Indonesia
- ▶ LNCCI-Laos
- ▶ NCCIM-Malaysia
- ▶ UMCCI-Myanmar
- ▶ PCCI-Philippines
- ▶ SFCCI-Singapore
- ▶ FTI-Thailand
- ▶ VCCI-Vietnam



International trade, especially seaborne trade, has traditionally been the lifeblood of Malaysia. Today, 95% of the country's trade is by sea via Malaysia's seven international ports - Port Klang, Penang Port, Johor Port, Kuantan Port and Kemaman Port in Peninsular Malaysia and Bintulu Port in Sarawak. The six ports in the peninsula are well-equipped to handle containerised cargo, while Bintulu Port caters mainly to the LNG industry.

Besides the physical infrastructure being in place, the electronic data interchange (EDI) in Port Klang, Penang Port and Johor Port has allowed for speedy clearance of cargo with the electronic transfer of documentation. The Port Klang's central location and the government's emphasis on making the port a national and regional hub has resulted in an increasing volume of cargo, estimated at 3.2 million twenty-foot equivalent units (TEUs) for 2000, which ranks it the top 11th in the world. Port Klang's Westport has excellent deep water facilities which allow the world's largest ships to dock without any difficulty.

With Johor Port at the southern tip of Peninsular Malaysia running out of space for further expansion, a new port, the Port of Tanjung Pelepas (PTP), commenced operations in late 1999. The location of Maersk-Sealand's transshipment hub at PTP is expected to increase its annual cargo volume by 2 million TEUs.

Kuantan Port on the east coast of Peninsular Malaysia is also undergoing a 30-year expansion to meet increasing throughput from the massive petrochemical complex along the Kertih-Gebeng corridor.

INTERNATIONAL AIRPORTS

Malaysia's central location in the Asia Pacific region makes her an ideal gateway to Asia. Air cargo facilities are well-developed in the five international airports - the Kuala Lumpur International Airport (KLIA), Penang International Airport and Langkawi International Airport in Peninsular Malaysia, Kota Kinabalu International Airport in Sabah, and Kuching International Airport in Sarawak.

Malaysia's biggest airport, the KLIA, located 50 kilometres south of Malaysia's federal capital of Kuala Lumpur, has an initial capacity of 25 million passengers and 650,000 tonnes of cargo per year. Cargo import and export procedures are fully automated at the KLIA to cut down delivery time.

WELL-DEVELOPED INDUSTRIAL PARKS

Industries in Malaysia are mainly located in over 200 industrial estates or parks and 14 Free Industrial Zones (FIZs) developed throughout the country. New sites, fully equipped with infrastructure facilities such as roads, electricity and water supplies, and telecommunications, are continuously being developed by state governments as well as private developers to meet demand.

FIZs are export processing zones which have been developed to cater to the needs of export-oriented industries. Companies in FIZs are allowed duty free imports of raw materials, components, parts, machinery and equipment directly required in the manufacturing process. In areas where FIZs are not available, companies can set up Licensed Manufacturing Warehouses (LMWs) which are accorded facilities similar to those enjoyed by establishments in FIZs.

SPECIALISED PARKS

Specialised parks have been developed in Malaysia to cater to the needs of specific industries. Examples of these parks are the Technology Park

Malaysia in Bukit Jalil, Kuala Lumpur and the Kulim Hi-Tech Park in the northern state of Kedah which cater to technology-intensive industries and R&D activities.

The sprawling 1,450-hectare (3,580-acre) Kulim Hi-Tech Park is the country's first fully integrated high technology industrial park. The park's masterplan emphasises on quality of life in a self-contained environment which incorporates industries, R&D facilities, and a new township with full amenities such as a shopping centre, a hospital, educational institutions and recreational facilities. The first phase of its industrial zone covering 250 hectares (620 acres) has been fully leased, and tenants have moved into the second phase. According to Kulim Technology Park Corporation (KTPC), the developer and manager of the park, total investments attracted to the park has exceeded RM12 billion (US\$3.2 billion).

HIGH-TECH TELECOMMUNICATIONS

Malaysia's telecommunications network has seen impressive expansion and upgrading during the past decade following the successful privatisation of its Telecommunications Department. The latest digital and fibre optics technology is being used to provide high quality telecommunication services at competitive prices. In addition, in 1999, under the Equal Access Regime, telephone subscribers in Malaysia can choose from five network service providers for a full range of local, domestic and international services encompassing voice and data facilities.

There are also six cellular service operators providing services nationwide using various technologies including GSM 900 and PCN 1800, as well as six internet service providers who are actively investing in the relevant infrastructure to enable Malaysians to log onto the Net.

[back to top](#)

[About Us](#) | [Contact Us](#) | [Sitemap](#)
Copyright(c) 2001 China-Asean.net All Rights Reserved
Tel: +86-10-68013344 Fax: +86-10-68030747
E-mail: china-asean@ccpit.org



china-asean
business net

Home | Login | Services | About Us | Contact Us | Sitemap

ASEAN Business Information | Malaysia | Business Guide

Select Language

asean business information
Malaysia

asean biz info



business guide

hosted by:

- ▶ CCPIT-China
- ▶ ACCI-ASEAN

supported by:

- ▶ NCCIBD-Brunei
- ▶ PPCC-Cambodia
- ▶ ICCI-Indonesia
- ▶ LNCCI-Laos
- ▶ NCCIM-Malaysia
- ▶ UMCCI-Myanmar
- ▶ PCCI-Philippines
- ▶ SFCCI-Singapore
- ▶ FTI-Thailand
- ▶ VCCI-Vietnam

- ▶ ASEAN
- ▶ Brunei
- ▶ Cambodia
- ▶ Indonesia
- ▶ Laos
- ▶ Malaysia
 - » Country Economy
 - » Laws & Regulations
 - » Investment Info
 - » Business Guide
 - » Statistics
- ▶ Myanmar
- ▶ Philippines
- ▶ Singapore
- ▶ Thailand
- ▶ Vietnam

Forms Of Business | Commercial Arbitration | Banking & Financial System | Transportation | Telecommunications | Business Customs & Etiquette

Form Of Business

Print

The Companies Act 1965 is the principal legislation governing companies in Malaysia. There are generally three types of companies provided for under the Companies Act :

- Companies limited by shares, where the personal liability of members is limited to the par value of their shares, or ;
- Companies limited by guarantee, where the members guarantee to meet liability up to nominated amount if the company is wound up;
- Unlimited companies, where there is no limit to the members' liability.

The most common company structure in Malaysia is a company limited by shares. Such limited companies may be either public (Berhad or Bhd.) or private (Sendirian Berhad or Sdn Bhd.)

Procedures for incorporation

The first step for incorporation of a company is to make an application to the Registrar of Companies (ROC) to determine if the proposed name of the company is available. Within three months from approval of the name, the following documents must be lodged with ROC :-

- Memorandum and Articles of Association
- Statutory declaration of compliance ; and
- Statutory declaration by the promoter or director

Other Forms of Business Organisations

Sole Proprietorships And Partnerships

All sole proprietorships and partnerships must be registered with the Registrar of Business under the Registration of Business Ordinance 1965.

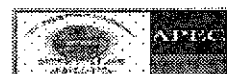
Branch of Foreign Corporations

A foreign company may establish a branch to conduct a business in Malaysia. The branch must register with the ROC before commencing business or establishing a place of business within Malaysia. One or more agents must be appointed and they must take up residence in Malaysia.

Representative Office

A representative Office of a foreign corporation in the manufacturing and trading sector is an office established in Malaysia to perform permissible activities for its head office /principal. The Representative Office should be totally funded from sources outside Malaysia. The Representative Office which is approved by MITI and it is not required to be incorporated or registered under the Companies Act 1965.

The permissible activities are the following: Planning or coordinating of business activities Gathering and analyzing information, or conducting feasibility studies pertaining to investment and business opportunities in Malaysia. Identifying sources of raw materials, components or other



industrial products, Research and product development As a coordination center for the corporation's affiliates, subsidiaries and agents Other activities which will not result directly in actual commercial transactions.

The Representative Office is not permitted to :

- Engage in any trading (including import and export) business activities;
Lease warehousing facilities. (Any shipment/transshipment or storage of goods shall be handled by a local agent or distributor);
- Sign business contracts on behalf of the foreign corporation or provide services for a fee; or
- Participate in the daily management of any of its subsidiaries , affiliates or branches in Malaysia

Companies wishing to undertake business activities may do so by locally incorporating a company under the Companies Act 1965.

A foreign institution which intends to set up a representative office in the banking sector should obtain the prior written approval of Bank Negara, Malaysia.

Operational Headquarters

The term 'Approved Operational Headquarters Company' (OHQ) refers to a locally incorporated company, whether local or foreign owned, which conducts its business in Malaysia of providing qualifying services to its offices or its related companies outside Malaysia. An Approved OHQ is entitled to both the fiscal and non-fiscal incentives in the provision of qualifying services and such qualifying services shall be treated as a separate and distinct business and source of that company.

The qualifying services provided by an Approved OHQ are as follows :

- Management and administrative services to its offices or related companies outside Malaysia in respect of:
 - general management and administration;
 - business planning and coordination;
 - procurement of raw materials, components and finished products ;
 - technical support and maintenance;
 - marketing control and sales promotion planning;
 - data/information management and processing;
 - treasury and fund management services of its offices or related companies outside Malaysia;
 - corporate financial advisory services of its offices or related companies outside Malaysia;
 - research and development work carried out in Malaysia on behalf of its offices or related companies outside Malaysia; and
 - training and personnel management of its offices or related companies outside Malaysia.
- An Approved OHQ is prohibited from providing treasury and fund management services as well as corporate financial advisory services to non-related companies in Malaysia.

International Procurement Centre

The term 'International Procurement Centre' (IPC) refers to a locally incorporated company, whether local or foreign owned, which conducts its business in Malaysia to undertake procurement and sales of raw materials, components and finished products to its group of related and unrelated companies in Malaysia and abroad. This would include procurement and sales from local sources as well as from third countries.

[⇨ back to top](#)

[About Us](#) | [Contact Us](#) | [Sitemap](#)

